様式第６号（第９条関係）

発第　　号
年　　月　　日

様

熊本市長

熊本市不登校支援等推進事業補助金
交付決定（確定）通知書

年　　月　日付けで交付申請のあった熊本市不登校支援等推進事業補助金については、熊本市不登校支援等推進事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　円

１　補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
２　前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申込者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の支給を一時停止することがあります。
３　市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第１９９条第７項の規定により監査をすることがあります。
４　市長が必要と認めたときは、地方自治法第２２１条第２項の規定により、補助事業等の状況を調査し、又は報告を徴することがあります。